

土木工事特記仕様書（令和2年8月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和 2 年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(第三者機関による品質証明)

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(デジタル工事写真の黒板情報電子化)

第5条 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

- 第6条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

- 第7条** 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第8条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点状の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（仮設トイレの洋式化）

- 第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(情報共有システム活用工事)

- 第10条** 受注者は、土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。
徳島県 CALS/EC ホームページ
「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」
<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(担い手確保モデル工事)

- 第11条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。
- 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

(本工事の特記仕様事項)

- 第12条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。
（本工事における特記仕様事項を記載）

高さ超過車両検出システム仕様書

1. システム概要

当該システムは、吉野川橋北岸アンダーパスにて桁下高さ制限3.8mを超過する車両を検出し、注意喚起を促すものであり、既設第1ゲート（ブランコ式）及び第2ゲート（門型）への取付を考慮した構造とする。

2. 動作概要

- ・第1ゲートに自発光障害物表示灯、近赤外線センサ、主制御ボックスを設置し、高さ超過の車両を検出する（自発光障害物表示灯は、システムとの連動無し）。
- ・第2ゲートに電光文字表示板、LED回転灯、ホーン型電子報知器を設置する。
- ・LED回転灯は、黄色2基が常時点灯、赤色2基が文字表示に連動して発光する。
- ・近赤外線センサ検出時に、一定時間、文字表示の切替、電子報知器の鳴動、LED回転灯（赤色）の発光により、ドライバーへ通行不可であることを警告する。
- ・主制御ボックスから表示部へ有線により接続し、表示切替信号を出力する。

3. 適用法令及び規格

当該システムは、次の関係法令、諸規則、各種の技術基準及び特記仕様書で規定する規格等に適合すること。

- (1) 電気設備に関する技術基準
- (2) 電気用品安全法
- (3) 日本工業規格(JIS)
- (4) その他関連法令

4. 周囲条件

当該システムは、次の条件で正常に動作するものとする。

- (1) 温度 -15℃～+40℃
- (2) 湿度 20%RH～95%RH
- (3) 風速 50m/s
- (4) 設置場所 屋外露天

5. 電源電圧及び設備容量

- (1) 入力電圧 単相2線式100V±10%
- (2) 周波数 50Hz/60Hz
- (3) 設備容量 センサー、表示板、制御装置の1セットで200VA以下

6. 耐電圧及び絶縁抵抗

- (1) 電源入力端子 - 筐体間 AC1000V 1分間
DC500V絶縁抵抗計にて10M Ω 以上
(ただし、半導体回路を除く)
- (2) 回線入力端子 - 筐体間 DC250V絶縁抵抗計にて1.5M Ω 以上
(ただし、半導体回路を除く)
- (3) 回線入力端子 - 相互間 DC250V絶縁抵抗計にて1.5M Ω 以上
(ただし、半導体回路を除く)

7. 当該システムの構成機器の一般構造は、以下を標準とする。

- (1) 装置を収納する筐体等は、十分な強度を有し、必要な防水・防塵性能を有するものとする。
- (2) 装置の機器構成は、単位機能毎にできるだけユニット化して組み立てるものとし、各機器の操作が容易であり、保守及び保守部品や障害ユニットの交換が容易な構造であるとともに、現地の設置条件に適合すること。
- (3) 機器の組立構造は、不適当なものを除き、プラグイン方式または端子台接続を採用すること。ただし、コネクタ等の接続部分は、接触不良を生じないように、その構造、材料については、特に配慮するものとする。
- (4) 各機器の操作機構部は、操作の種類、順序、操作方法などが容易な配列、構造とし、かつ操作スイッチの重要度に応じて誤動作等が生じない構造とすること。

8. 使用材料及び部品

各機器を構成する部品、材料及び機器間の接続材料等で、各種標準規格に定めがあるものは、規格合格品を使用すること。

9. 塗装

筐体は、使用する筐体の材料と合わせ、十分な防錆性能をもつものとする。

10. 構成機器

本システムの機器は、以下を1セットとする。

部位	機器名称	仕様	数量
車両検出部	近赤外線センサ	投・受光タイプ, 検出距離20m	1
	主制御ボックス		1
	自発光障害物表示灯	LED 太陽電池式	2
表示部	文字表示板	LED 横型5文字	1
	制御ボックス		1
	回転灯	LED (赤色・黄色)	1
	ホーン型電子報知器	音圧110dB	1
	支柱・金具一式	HDZ35	1

11. 近赤外線センサ

11-1 センサ部

- (1) センサは、高さ超過車両を検知し、検知信号を制御部に信号伝送するものとする。
- (2) センサ間の距離は、10mを想定している。
- (3) 検知方式は、本システムに必要な車両検知性能と信頼性を有する方式とする。
(例：近赤外線ビーム遮断方式)

11-2 取付部

センサは、第1ゲートの支柱へ設置するものとする。

12. 制御操作部

12-1 概要

制御操作部は、センサの検出に合わせて、文字表示板、回転灯、ホーン型電子報知器への切替信号の制御が可能なものとする。

12-2 構造

制御操作部を収容する筐体は、以下によるものとする。

- (1) 筐体は支柱取付型とし、JIS C 0920(電気機械器具の外郭による保護等級)IPX3(防塵性：指定無し, 防水性：レベル3)相当の構造とする。
- (2) 筐体はJIS G 3131熱間圧延軟鋼板 SPHC t1.6以上又は高耐食溶融めっき鋼板(SGMH400相当) t1.6以上又は同等以上の強度を有する材料を使用すること。
- (3) 保守点検は、扉を開くことにより容易に出来ること。また、扉は施錠できること。
- (4) 外皮鋼板がSPCCの場合、外面は最低塗膜厚50 μ m以上の亜鉛溶射後、ウレタン樹脂系塗装又は同等以上の方法による中塗り及び上塗りの2回塗装仕上げとする。
- (5) 塗装色はメーカー標準色とする。

12-3 制御操作機能

- (1) センサ部からの出力に応じて文字表示板に高さ超過車両であることを警告する表示制御を行うものとする。
- (2) センサ部からの出力に応じて、文字掲示板の警告を強調するための回転灯(赤色)に回転制御を行うものとする。
- (3) センサ部からの出力に応じて、文字掲示板の警告を強調するためのホーン型電子報知器に鳴動制御を行うものとする。
- (4) センサが高さ超過車両を検知した場合は、上記(1)～(3)により警告を行い一定(設定)時間後に警告を停止するものとする。

13. 伝送接続部

- (1) 制御操作部と主制御ボックスを接続する機能を有する。
- (2) 誘導雷などにより障害を受けにくい方式により接続し、信号を伝送する。
- (3) 各間の伝送方式は有線伝送方式とする。

14. 電源部

- (1) 電源部は制御操作部、表示板、センサ部等への電源を供給する。電源部は制御操作部に収納する。
- (2) 電源は商用電源を基本とする。吉野川橋の商用電源を使用し、本システム用に分電盤を別途設けるものとする。

15. 文字表示板

15-1 構造

- (1) 文字表示板は支柱取付型とし、JIS C 0920(電気機械器具の外郭による保護等級) IPX3(防塵性:指定無し, 防水性:レベル3)以上の構造とする。
- (2) 筐体はアルミニウム合金押出型材, アルミニウム合金板又は同等以上の強度を有する材料を使用すること。
- (3) 表示部は, LEDを表示窓全面にマトリックス状に配置した構造とする。
- (4) 外皮鋼板がSPCCの場合, 外面は最低塗膜厚 $50\mu\text{m}$ 以上の亜鉛溶射後, ウレタン樹脂系塗装又は同等以上の方法による中塗り及び上塗りの2回塗装仕上げとする。
- (5) 塗装色はメーカー標準色とする。

15-2 機能及び性能

- (1) センサ部にて車両を検知し, 制御操作部で判定, 処理された表示制御信号に基づき, 予め登録された表示パターンを表示するものとする。
- (2) 調光スイッチで昼夜間の切り替えができると共に, 自動に設定することで, 調光センサによる昼夜2段以上の自動切り替えが行えること。
- (3) 操作スイッチにより, ランプテスト及び予め登録された表示項目を表示部に手動

で表示できること。

- (4) 制御操作部からの制御信号は、予め登録された固定パターン5文字の4可変に対応するものとする。

15-3 規格

(1) 外形寸法

500H×2200W程度

(2) 表示文字

(a) 1文字の公称寸法 高さ 300mm以上

(b) 標準文字数 横5文字

(c) 画素表示色 赤橙色又は赤色

(3) 表示部LED

(a) ピッチ 文字寸法による(10mm～30mmピッチ程度)

(b) 中心輝度 1,000cd/m²以上

(c) 配光特性 水平・垂直±10度で500cd/m²以上

15-4 表示内容

表示内容の例を以下に示す。

(1) 桁下3.8m

(2) 高さ超過

(3) 通行禁止

表示方法は操作制御信号により以下を可能とする。

(1) 点滅表示

16. 回転灯

高さ超過の注意喚起や警告を強調するため、文字表示板の上部に回転灯を設置する。

(1) 注意喚起の回転灯は、常時点灯とする。

(a) 光源 LED

(b) 発光色 黄色

(c) 外形寸法 φ162×193H程度

(2) 警告の回転灯は、センサ部が高さ超過車両を検出し、制御操作部から信号を受け取った場合に一定(設定)時間点灯するものとする。

(a) 光源 LED

(b) 発光色 赤色

(c) 外形寸法 φ162×193H程度

17. ホーン型電子報知器

高さ超過の警告を強調するため、文字表示板上部にホーン型電子報知器を設置する。
ホーン型電子報知器は、センサ部が高さ超過車両を検出し、制御操作部から信号を受け取った場合に一定(設定)時間鳴動するものとする。

- (1) 音圧レベル 110dB(最大)
- (2) 外形寸法 112H×167W×198D程度

18. 付加機能

高さ超過の注意喚起のため、第1ゲートに自発光障害物表示灯を設置する。
自発光障害物表示灯は、常時発光とする。

- (1) 光源 高輝度LED
- (2) 発光色 黄色
- (3) 電源 太陽電池
- (4) 点滅 100回/分以上
- (5) 寸法 $\phi 300 \times 140D$ 程度

19. 支柱

- (1) 材質は、JIS-G3444「一般構造用炭素鋼鋼管」及びJIS-G-3131「熱間圧延軟鋼板SPHC」の規格とする。
- (2) 防錆処理として溶融亜鉛メッキ(亜鉛付着量は、JIS-H-8641)とする。ただし、溶融亜鉛メッキと同等以上の性能を有する鋼材を使用する場合、防錆処理不要とする。
- (3) 取付ボルト、ナット類は、溶融亜鉛メッキ品及びステンレス製又は同等以上の性能を有する材料を使用するものとする。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。